

平成19年度

木更津市下水道事業審議会資料

木更津市都市部下水道推進課

下水道事業の概要

1. 下水道とは

下水道とは、下水（汚水及び雨水）を排除するために設けられる排水管・排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く）、又はこれらの施設を補完するポンプ施設その他の施設の総称をいいます。

2. 下水道の沿革

日本は、農業国として長い歴史をもっており、その間し尿を肥料として有効利用してきたことなどにより、河川・水路が汚染される程度も比較的軽微でありました。このため、下水道整備に関しては、諸外国に比較し、ゆるやかに進められてきた経緯があり、法的には、明治33年、土地を清潔に保つことを目的に下水道法が制定されたが、財政力不足や、下水道整備ニーズが少なかったことからその整備は遅々として進まなかったものであります。

昭和33年に旧法が大幅に改定され、下水道の目的も「土地を清潔に保つこと」から「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことに改正され都市の浸水防除・都市の環境整備に重点がおかれることとなりました。なお、整備の初期段階においては、大都市の低地帯を中心に普及してきた経緯及び建設コストなどから、その整備に関しては、同一の管渠で汚水と雨水を収集・排除する合流式下水道による整備が採用されてきたものであります。この合流式下水道については、大雨時には、処理されない下水が河川等に放流されるなど、近年はその改善に向けての施策が講じられているところであります。

こうして合流式下水道を整備の主流として進めてきた下水道整備も、高度経済成長のなかで深刻な社会問題となってきた公害問題のなかで開催された昭和45年のいわゆる公害国会において、「水質汚濁防止法」の制定とともに「下水道法」も改定され、新たに「公共用水域の保全に資すること」の1項が目的に加えられました。このようなことから、現在では、下水道の整備に関しては多くの都市で分流式が採用されており、本市においても旧市街地の一部に合流区域はあるものの、基本的には分流式による整備をはかっているところであります。

なお、現在、千葉県においては、50市町村のうち、30市4町3村において下水道事業整備が行われています。

3. 下水道の法的位置づけ

下水道事業は、地方自治法により地方公共団体の固有事務であるとされています。このことから、下水道法又は下水道法施行令で定めるほかは、公共下水道の設置その他の管理に関し条例で定めることとされています。

また、下水道施設につきましては、都市施設整備を図るという都市整備法としての側面と、公共用水域の水質保全を達成させるという環境法上としての側面をもっています。このため、下水道施設につきましては、地方自治法における「公の施設」、都市計画法における「都市施設」、水質汚濁防止法における「特定施設」の三つの性格を有しております。

会計につきましては、地方財政法から、公営企業であると定められており、その経営にあたっては、特別会計を設けてその経理を行なうこととされており、

経費については、公営企業の性格上、基本的に当該公営企業の経営に伴う収入（下水道使用料・受益者負担金等）をもってこれに充てなければいけないと定められており、独立採算制の原則が適用されています。

木更津市公共下水道事業の計画概要

1. 公共下水道

本市の公共下水道は、昭和 45 年度に、区域面積 3,457ha（都市計画区域面積の 36%に相当）、計画人口 25 万人の基本計画を策定し、昭和 47 年に 877ha について都市計画決定を行い、昭和 48 年に駅西側旧市街地の中心部 131ha について事業認可を得て、事業着手しました。その後、近年の本市をとりまく社会情勢の変化や、かずさアカデミアパーク事業・大規模土地区画整理事業計画を反映し、区域面積・計画人口等の見直しを行い、基本計画を下表のように変更し現在に至っております。

昭和 60 年 3 月 28 日には、終末処理場の一部完成により、中央地区の一部の区域について供用を開始しました。その後、順次整備区域を拡大し、現在は、2,401ha について事業認可を得、整備区域の拡大・普及率の向上に努めております。

(1) 事業計画概要

・木更津市第 1 号公共下水道

区 分	基 本 計 画	都市計画決定区域	認 可 区 域
決 定 年 月	平成 17 年 2 月	(当初昭和 47 年 11 月) 平成 17 年 6 月	(当初昭和 48 年 10 月) 平成 18 年 3 月
計 画 面 積	5,146ha	2,784ha	2,393ha
計 画 処 理 人 口	128,000 人	108,000 人	75,300 人
事 業 費	336,000 百万円		127,531 百万円
計 画 年 度	平成 29 年度		～平成 23 年度
ポ ン プ 場	12	7	5
終 末 処 理 場	処 理 方 式	嫌 気—無 酸 素—好 気 法	
	計 画 下 水 量 (日 平 均)	67,574m ³	50,960m ³
	“ (日 最 大)	84,070m ³	63,700m ³

・木更津市第2号公共下水道

区 分	基 本 計 画	都市計画決定区域	認 可 区 域
決 定 年 月	平成 17 年 2 月	平成 12 年 9 月	平成 12 年 10 月
計 画 面 積	8.0ha	8.0ha	8.0ha
計 画 処 理 人 口	700 人	600 人	420 人 (水洗化人口)
事 業 費	153 百万円		71 百万円
計 画 年 度	平成 29 年度		平成 18 年度

(2) 整備状況

○管 渠

・木更津処理区

		認 可 計 画	平成 17 年度 末 整備 状 況	
		面 積 (ha)	整備面積 (ha)	進 捗 率 (%)
2 3 9 3 ha	分流汚水	2,326	1,491.7	64
	分流雨水	1,447	619.2	43
	合 流	67	52.3	78
	計	3,840	2,163.2	56
	分流汚水+合流	2,393	1,544.0	65

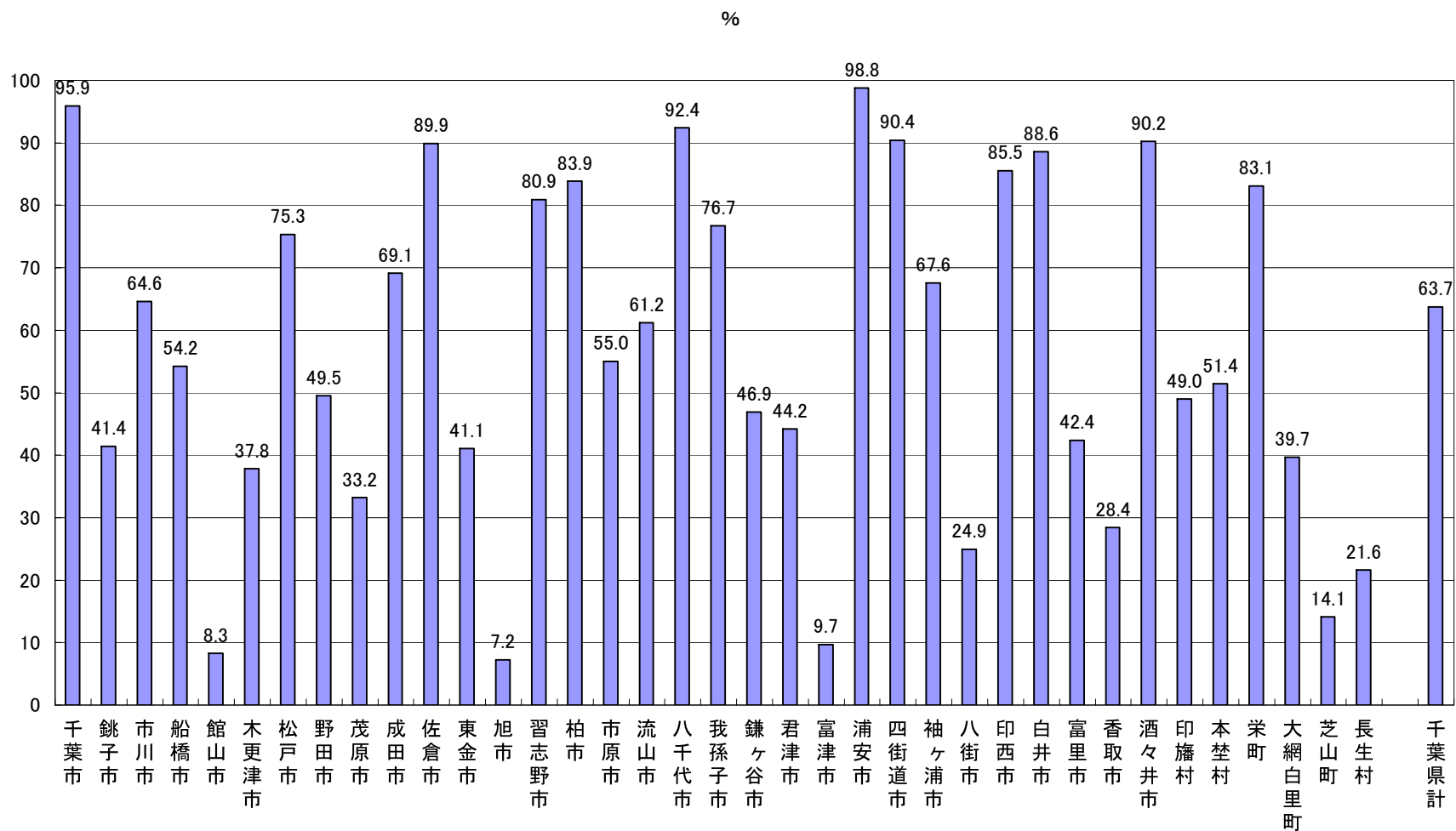
・君津富津処理区（君津富津終末処理場分）

		認 可 計 画	平成 17 年度 末 整備 状 況	
		面 積 (ha)	整備面積 (ha)	進 捗 率 (%)
	合 流	8	8	100
	計	8	8	100

(3) 普及状況

年度	処 理 区 域			水 洗 化 状 況		普及率	水洗化率
	面積 (ha)	人口 (人)	世帯数	人口 (人)	世帯数		
13	1,149.26	32,951	13,864	27,181	10,957	26.37	82.49
14	1,251.03	38,587	15,887	32,601	13,114	30.87	84.49
15	1,350.53	39,094	16,395	33,170	13,525	31.79	84.85
16	1,521.06	45,804	19,092	39,646	16,091	37.19	86.56
17	1,552.00	46,736	19,415	40,871	16,609	37.76	87.45

公共下水道普及率(H17末)



※ P8の「木更津市公共下水道事業基本計画図」については容量の関係で掲載できません。
詳細はお問い合わせください。

木更津市都市部下水道推進課 計画調整担当

TEL 0438-37-9503

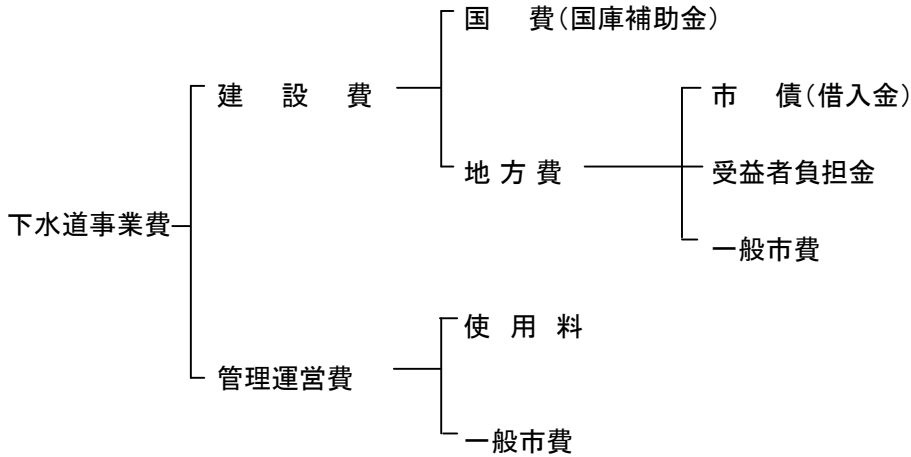
下水道事業の財政状況

下 水 道 事 業 の 財 源

1. 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費および管理運営費(維持管理費と資本費)が必要となります。

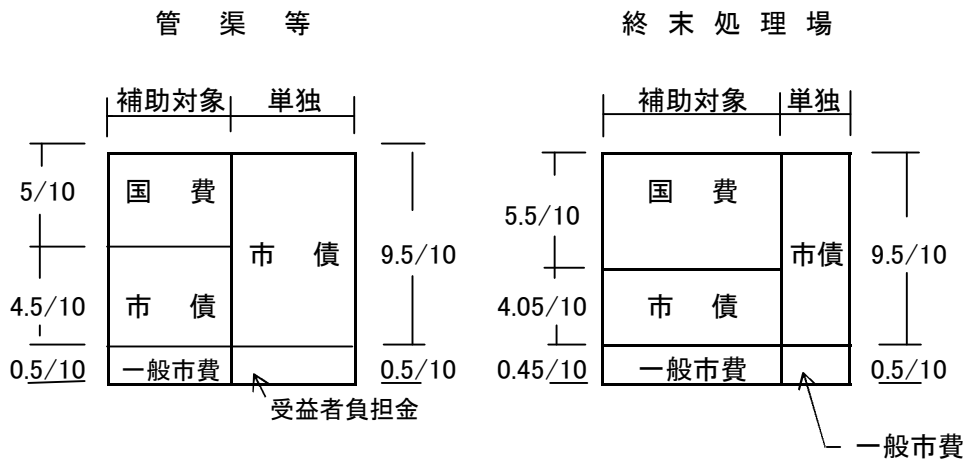
その財源については、おもに次のとおりです。



(1) 建設費

下水道の建設には、巨額の費用を要しますが、この財源は、国庫補助金・市債(借入金)・受益者負担金及び一般市費で構成されています。

公共下水道建設財源内訳説明図



(2) 管理運営費

処理場・ポンプ場・管渠等の管理運営のための維持管理費や資本費のうち、汚水に係る処理経費については、一部の経費を除いて私費(下水道使用料)で賄うことが原則となっています。

一方、雨水排水に係る経費については、全額、公費(一般市費)で負担することとなっています。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算推移状況

歳入の推移状況

款	項	目	節	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
5 分担金及び負担金	5 負担金	5 下水道事業受益者負担金		48,957,140	30,381,660	31,159,480	43,570,530
		10 区域外流入処理負担金		5,257,280	3,920,450	3,722,510	3,969,810
	10 分担金	5 区域外流入受益者分担金			579,900	900,530	3,158,480
	計			54,214,420	34,882,010	35,782,520	50,698,820
10 使用料及び手数料	5 使用料	5 下水道使用料		618,743,371	659,139,174	691,729,271	695,384,682
		10 占用料			9,900	9,900	9,900
	10 手数料	5 下水道手数料		285,000	135,000	120,000	125,000
計			619,038,271	659,284,074	691,859,171	695,519,582	
15 国庫補助金	5 国庫補助金	5 下水道事業費国庫補助金		1,628,926,829	480,580,867	92,970,073	67,580,583
	計			1,628,926,829	480,580,867	92,970,073	67,580,583
25 繰入金	5 一般会計繰入金	5 一般会計繰入金		1,840,000,000	1,778,000,000	1,662,000,000	1,522,000,000
計			1,840,000,000	1,778,000,000	1,662,000,000	1,522,000,000	
30 繰越金	5 繰越金	5 繰越金		54,499,503	63,878,072	104,239,777	75,486,545
計			54,499,503	63,878,072	104,239,777	75,486,545	
35 諸収入	5 延滞金加算金及び過料	5 延滞金		0			
	12貸付金元利収入	5 水洗便所改造費貸付元金		13,968,900	6,764,700	1,454,000	195,950
		10 受益者負担金徴収職員元利収入		100,000	100,000	100,000	100,000
		15 使用料手数料徴収職員元利収入				10,000	10,000
	15雑入	5 過年度収入		251,900,000	251,900,000	251,900,000	243,130,000
		7 違約金		1,921,500	815		
10雑入		34,808,843	41,263,662	2,129,106	486,563		
計			302,699,243	300,029,177	255,593,106	243,922,513	
40 市債	5 市債	5 市債		1,719,450,000	83,300,000	391,200,000	493,400,000
計			1,719,450,000	83,300,000	391,200,000	493,400,000	
歳入合計				6,218,828,266	3,399,954,200	3,233,644,647	3,148,608,043

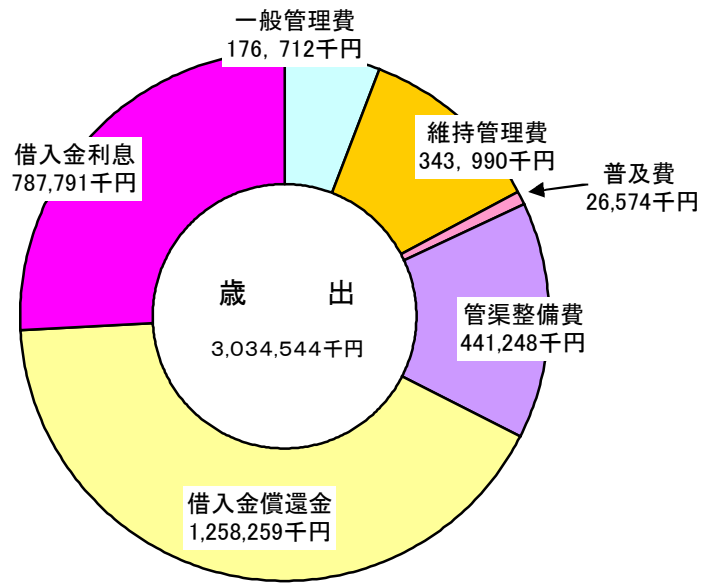
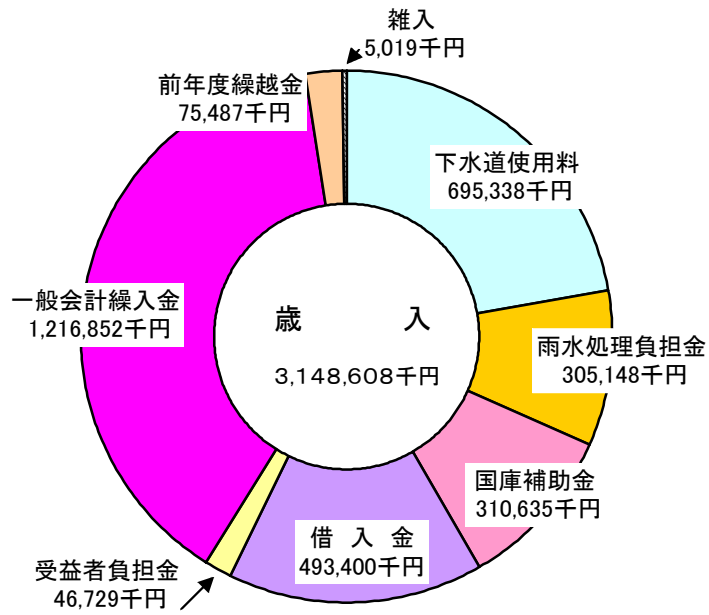
歳出の推移状況(1/2)

款	項	目	節	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
5. 公共下水道費	5 管理費	5 一般管理費	1 報酬	53,900	207,900	168,000	240,000	
			2 給料	25,480,222	25,574,400	27,948,100	27,680,400	
			3 職員手当等	16,045,079	17,606,190	16,284,245	15,820,390	
			4 共済費	6,221,180	6,469,666	7,023,143	7,045,189	
			8 報償費	2,151,050	2,026,000	3,386,240	5,065,670	
			9 旅費	12,410	16,010	11,440	2,280	
			11 需用費	534,077	391,040	354,787	334,227	
			12 役務費	323,181	251,841	251,890	281,959	
			13 委託料	50,167,830	55,741,407	55,706,511	62,525,412	
			14 使用料及び賃貸料	396,900	216,720	216,720	216,720	
			19 負担金補助及び交付金	19,131,308	19,564,613	21,240,636	21,360,775	
			21 貸付金	100,000	100,000	110,000	110,000	
			23 償還利子及び割引料	144,164	71,611	714,705	140,988	
			27 公課費			72,485,200	35,888,600	
			計	120,761,301	128,237,398	205,901,617	176,712,610	
			10 維持管理費	2 給料	13,490,400	16,452,900	14,845,800	15,278,400
				3 職員手当等	7,859,669	10,615,266	9,738,252	9,189,716
		4 共済費		3,350,055	4,239,918	3,720,334	3,891,473	
		9 旅費		1,600			75,760	
		11 需用費		59,387,256	67,733,269	79,025,697	80,920,484	
		12 役務費		1,278,729	1,359,359	1,325,554	1,349,872	
		13 委託料		194,483,062	195,176,896	197,850,183	200,585,949	
		15 工事請負費		6,169,170	46,669,770	70,966,850	32,148,690	
		16 原材料費			32,769	47,345	75,600	
		18 備品購入費		1,732,500	639,450	7,020	176,400	
		19 負担金補助及び交付金				53,500	134,000	
		22 補償補填及び賠償金					124,845	
		27 公課費		37,800	37,800	37,800	37,800	
		計		287,790,241	342,957,397	377,618,335	343,988,989	
		15 普及費		2 給料	13,569,500	13,864,200	13,237,600	13,122,600
				3 職員手当等	8,396,833	9,055,422	7,961,708	7,820,369
				4 共済費	3,400,230	3,550,380	3,376,099	3,384,206
			8 報償費	6,000	152,000	151,872	111,804	
			11 需用費	223,106	237,099	314,731	358,621	
			12 役務費	254,494	229,536	214,231	51,443	
			18 備品購入費			5,890	6,060	
			19 負担金補助及び交付金	690,000	390,000	480,000	975,000	
			21 貸付金	410,000			735,750	
			27 公課費	8,800	8,800	8,800	8,800	
			計	26,958,963	27,487,437	25,750,931	26,574,653	
		小計	435,510,505	498,682,232	609,270,883	547,276,252		

歳出の推移状況(2/2)

款	項	目	節	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度		
5. 公共下水道費	10 建設費	5 建設管理費	2 給料	16,168,996	16,661,400	18,061,600	12,391,800		
			3 職員手当等	9,189,879	11,276,759	11,122,744	7,289,147		
			4 共済費	3,961,344	4,218,659	4,557,527	3,307,620		
			9 旅費	1,000	800		71,700		
			11 需用費				4,600		
			13 委託料	25,620,000		10,602,900	1,942,500		
			19 負担金補助及び交付金	42,000	20,000	20,000	119,000		
			計	54,983,219	32,177,618	44,364,771	25,126,367		
		10 処理場建設費	2 給料	9,200,400	4,864,800	5,100,200	2,224,200		
			3 職員手当等	5,929,291	3,638,019	3,365,650	1,227,308		
			4 共済費	2,322,746	1,250,268	1,314,941	475,413		
			9 旅費	24,270					
			11 需用費	170,401					
			12 役務費	31,540					
			13 委託料	3,348,600,000			5,000,000		
			14 使用料及び賃借料	3,583,440					
			15 工事請負費	5,856,900					
			27 公課費	8,800					
			計	3,375,727,788	9,753,087	9,780,791	8,926,921		
			15 管渠建設費	2 給料	19,247,800	16,195,800	16,841,600	25,450,200	
				3 職員手当等	12,494,622	11,905,002	10,585,487	16,437,255	
		4 共済費		4,816,118	4,137,718	4,251,335	6,528,628		
		9 旅費		40,090	55,840	18,130	45,800		
		11 需用費		2,083,382	2,284,438	2,106,804	2,883,950		
		12 役務費		128,267	179,764	154,259	154,586		
		13 委託料		6,170,850	25,075,050	97,480,950	53,521,650		
		14 使用料及び賃借料		110,250	3,583,440	3,005,100	2,489,760		
		15 工事請負費		301,984,825	282,962,950	312,350,850	257,677,700		
		18 備品購入費				372,450			
		19 負担金補助及び交付金		27,190,901			19,836,670		
		22 補償補填及び賠償金		47,866,895	51,623,916	23,915,636	22,112,356		
		27 公課費		26,400	35,200	26,400	26,400		
		計		422,160,400	398,039,118	471,109,001	407,164,955		
		小計		3,852,871,407	439,969,823	525,254,563	441,218,243		
		10. 公債費	5. 公債費	5 元金	23 償還金利子及び割引料	976,118,722	1,470,536,230	1,186,675,683	1,258,258,489
				10 利子	23 償還金利子及び割引料	890,449,560	886,526,138	836,956,973	787,791,366
				小計	計	1,866,568,282	2,357,062,368	2,023,632,656	2,046,049,855
		歳出合計				6,154,950,194	3,295,714,423	3,158,158,102	3,034,544,350
		歳出合計				6,154,950,194	3,295,714,423	3,158,158,102	3,034,544,350

平成18年度決算の状況



起 債 残 高 と 普 及 状 況

(単位:千円)

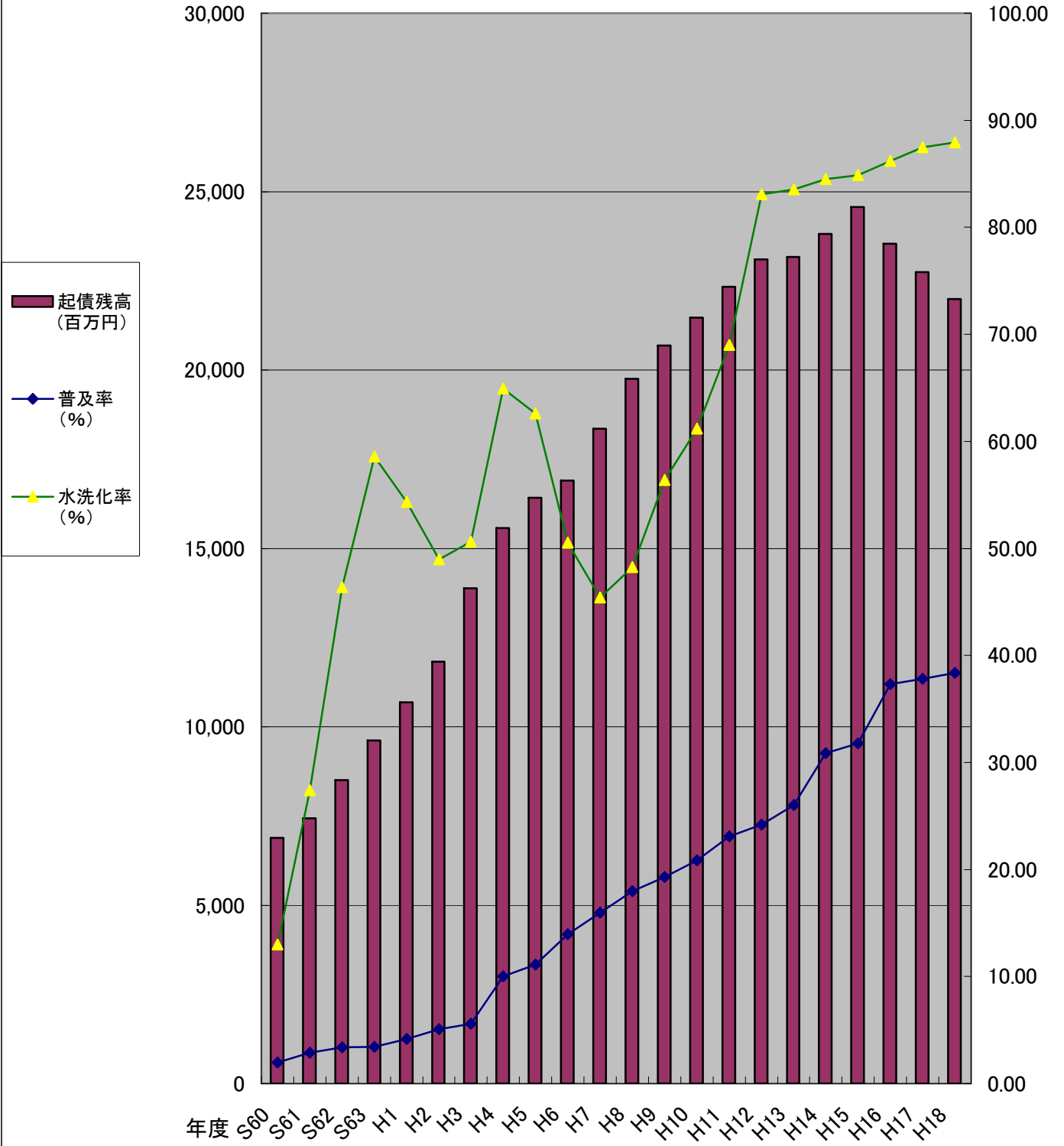
	起債残高(百万円)	借入額	償還額	普及率(%)	水洗化率(%)	備 考
S60	6,880	492,900	506,794	1.98	12.98	供用開始 60. 3月
S61	7,436	620,000	555,465	2.90	27.41	
S62	8,498	987,420	622,315	3.40	46.35	
S63	9,620	1,425,480	679,948	3.43	58.56	
H1	10,687	1,196,492	721,818	4.17	54.33	
H2	11,830	1,280,528	783,864	5.08	48.96	
H3	13,885	2,212,045	853,092	5.57	50.62	
H4	15,572	1,876,755	966,286	10.01	64.93	畑沢団地接続 50ha
H5	16,421	2,059,700	2,053,018	11.10	62.61	
H6	16,904	1,789,400	2,206,674	13.96	50.54	
H7	18,359	1,846,500	1,339,508	15.98	45.39	中央地区接続 52ha
H8	19,749	1,780,300	1,368,208	17.96	48.23	
H9	20,690	1,425,200	1,485,916	19.29	56.38	
H10	21,467	1,510,500	1,727,252	20.85	61.16	
H11	22,331	1,750,300	1,860,344	23.08	68.98	水洗化補助金強化開始
H12	23,105	1,520,500	1,708,585	24.19	83.10	
H13	23,166	900,300	1,782,124	26.04	83.52	水処理施設増設着手
H14	23,819	1,539,850	1,809,569	30.87	84.49	大久保団地接続 73ha
H15	24,563	1,719,450	1,866,568	31.79	84.85	水処理施設増設完了
H16	23,539	52,700	1,993,062	37.30	86.20	八幡台地区接続109.4ha
H17	22,744	391,200	1,902,433	37.83	87.45	
H18	21,995	509,100	2,046,049	38.36	87.92	

平成19年3月現在

起債残高と普及率及び水洗化率

起債残高(百万円)

パーセント



木更津市と近隣市の経営状況比較

(平成17年度地方公営企業決算より)

項 目		木更津市	袖ヶ浦市	君津富津広域	市原市	茂原市		
建設事業開始年月日		S48.10.23	S49.4.1	S48.8.1	S44.11.26	S40.10.12		
供用開始年月日		S60.3.28	S59.4.1	H元.12.1	S47.6.27	S47.10.10		
普及状況	行政区域内人口 (人)	125,374	60,591	142,569	285,383	95,536		
	現在処理区域内人口 (人)	47,410	40,246	45,351	157,102	30,525		
	普及率 (%)	37.8	66.4	31.8	55.0	32.1		
	市街地面積 (ha)	3,393	1,781	2,885	6,068	1,458		
	現在処理区域面積 (ha)	1,552	907	1,228	2,512	750		
事業費	同上財源	総事業費(着手年～現在) (千円)	93,837,006	34,305,918	53,150,413	128,383,207	36,207,108	
		国庫補助金 (千円)	23,342,421	8,610,979	16,895,770	37,943,377	13,302,287	
		企業債 (千円)	33,303,020	15,769,634	18,644,363	42,831,960	16,153,360	
		受益者負担金 (千円)	2,415,885	2,263,585	467,706	3,145,896	2,923,871	
		その他(主に繰入金) (千円)	34,775,680	7,661,720	17,142,574	44,461,974	3,827,590	
処理場等	下水管布設延長 (km)	405	229.0	619	781	170		
	下水処理の方法	単独高度処理	単独高級処理	単独高級処理	単独高度処理	単独高級処理		
	終末処理場数 (ヶ所)	1	1	1	2	1		
	年間有収水量 (m3)	5,359,622	4,004,715	4,725,560	15,559,032	3,975,992		
費用分析	汚水処理費 (千円)	1,900,962	1,328,977	994,843	2,790,099	1,182,767		
	うち	維持管理費 (千円)	439,833	377,092	494,392	1,094,836	354,753	
		資本費 (千円)	1,461,129	951,885	500,451	1,695,263	828,014	
	その他 (千円)	411,820	118,331	344,900	694,579	137,109		
料金	使用料	現行料金実施年月日	H10.4.1	H10.4.1	H9.10.1	H12.4.1	H10.4.1	
		使用料単価 (円/m3)	129.1	124.1	126.7	131.7	195.8	
		処理原価 (円/m3)	354.7	331.9	210.5	179.3	297.5	
		うち	維持管理費 (円/m3)	82.1	94.2	104.6	70.4	89.2
			資本費 (円/m3)	272.6	237.7	105.9	108.9	208.3
収益的収支	総収益 (千円)	1,466,228	838,445	1,227,964	2,990,304	1,023,644		
	うち	営業収益 (千円)	1,007,648	521,255	1,323,378	2,722,749	932,164	
		うち	料金収入 (千円)	691,683	496,972	598,915	2,049,231	778,306
			雨水処理負担金 (千円)	315,965		713,541	673,518	150,233
		繰入金 (千円)	426,288	312,903	-96,991	219,001	48,177	
	総費用 (千円)	1,446,228	838,445	1,227,964	2,518,406	776,218		
	うち	営業費用 (千円)	609,271	400,388	730,528	1,361,892	390,519	
支払利息 (千円)		836,957	436,427	497,436	1,156,514	381,730		
資本的収支	資本的収入 (千円)	1,683,177	1,097,459	1,585,166	3,335,236	755,972		
	うち	地方債 (千円)	391,200	253,600	364,000	834,800	222,700	
		繰入金 (千円)	919,747	686,571	1,015,763	1,645,948	248,364	
	資本的支出 (千円)	1,711,930	1,088,437	1,529,468	3,789,856	1,098,625		
	うち	建設改良費 (千円)	525,255	469,888	689,222	2,150,065	392,306	
地方債償還金 (千円)		1,186,675	606,863	840,246	1,639,791	706,319		
一般会計繰入金合計 (千円)		1,662,000	999,474	1,632,313	2,538,467	446,774		
地方債現在高 (千円)		22,743,975	10,760,988	10,150,460	28,565,813	8,580,088		
職 員 (人)		21	14	32	59	21		

受益者負担金及び下水道使用料について

1. 受益者負担金とは

受益者負担金とは、特定の事業の実施により利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担していただく制度あります。

公共下水道については

- ①公共下水道が整備されることにより、利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ②その整備によって特定の地域の環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、当該地域の土地の資産価値を増加させること。
- ③早期に受益する者に相応の負担を求めることは負担の公平といった観点から適当であること。

これらの理由により、国の下水道財政研究委員会により、当該制度の採用について提言がなされ、今日では事業実施都市のほとんどが採用しているところであります。

本市におきましても、昭和59年3月、受益者負担に関する条例を定め、受益者負担金制度を採用しております。

制度の内容は、負担区域ないに土地をもっている方や、地上権などの権利を持っている方（これらの方を「受益者」といいます。）に、その土地の状況を申告していただき、その土地の面積に応じて一度限りで負担していただくものであります。

本市における負担金の額は地区によって1㎡当り500円から700円となっています。

2. 下水道使用料について

下水道使用料は、下水道の管理運営に係る費用について、その公共的役割と私的役割を考慮し、雨水にかかるものは公費で、汚水にかかるものは私費で負担すべきとされています。

この私費負担分について、下水道法第20条にも公共下水道を使用する者から使用料を徴収できると定められているところであり、本市においても下水道条例（昭和59年3月制定）により、下水道使用料を徴収しているものであります。

この徴収した使用料については、汚水に係る維持管理費と市債（市借入金）の元利償還金に充てられています。これらの経費については、全て下水道使用料をもって賄うことが原則ですが、現状では維持管理費の経費については全て、借入金の償還については、年度償還額の約30%強を賄っているところであり、昨年度、前期の審議会において、使用料の改定について、諮問・答申を得、10月から下記の新料金体系による賦課徴収を予定しております。

料金表

区 分	汚 水 排 除 量	料 金
一般汚水	基 本 額	840.00
	20m ³ まで 1m ³ について	67.20
	20m ³ を超え 60m ³ までの1m ³ について	134.40
	60m ³ を超え 100m ³ までの1m ³ について	157.50
	100m ³ を超え 300m ³ までの1m ³ について	183.75
	300m ³ を超え 600m ³ までの1m ³ について	215.25
	600m ³ を超え 1000m ³ までの1m ³ について	257.25
	1000m ³ を超える 1m ³ について	291.90

下水道建設の現状

下水道建設の現状について

下水道は、自然や生活環境を改善するために欠かせない都市施設であって、昭和48年から建設に着手して三十年余の長期間に亘り、多くの事業費を投入して、現在までに下水道普及が38パーセントの状況にあります。

下水道施設の建設の主なものとして、次の4施設があります。

- 1) 終末処理場（下水処理場全体をいう。）
- 2) 幹線管渠（管渠の担う面積が20ヘクタール以上の管渠をいう。）
- 3) 枝線管渠（上記面積未満の面積を担う管渠をいう。）
- 4) ポンプ場（自然流下では不可能なとき、管渠を補完する目的で設ける施設をいう。）

このほかに、都市下水路がありますが、整備をしようとする計画はありません。

主要な4施設の現状は次のとおりです。別図を参照ください。赤色の着色及び線は本年度に工事を予定しているものです。

1 終末処理場の建設について

昭和60年3月に処理能力19,000 m^3 /日で下水処理の供用を始めましたが、管渠整備の進展、大久保団地、上烏田団地の下水道編入計画を見込み、平成13～15年度の3ヵ年において、下水処理場の増設を行い、この結果、処理能力が増え43,000 m^3 /日にて稼動していますので、終末処理場の増設計画は当面ありません。別図の紫色で示しております。

2 幹線管渠の建設について

枝線管渠の建設に先駆けて実施することになる幹線管渠の建設につきましては、事業計画区域内の既成市街地においては、概ね整備が完了していますので当面は整備の予定はありません。

一方、現在金田地区においては、都市再生機構と千葉県が事業主体となって、また、請西千束台地区においては同土地区画整理組合が事業主体となって、計約300ヘクタールの市街地開発事業（別図の青色の囲い）が展開されていますので、これらの地区の土地利用の開始に合わせた幹線整備を進めています。具体的には、岩根4号幹線、金田1号幹線が金田地区へ、請西2号幹線が請西千束台地区へ向けて整備に取り組んでいます。別図の黄緑色で示しております。

3 枝線管渠の建設について

平成18年度末における汚水枝線管渠の整備状況は、整備済み面積 A=1,566ヘクタールで、事業計画区域(2,401ヘクタール)における約65.2パーセントを整備し、下水道普及率は38.4パーセントと低い水準にあります。

既成市街地の枝線管渠に関しては、①高密度の土地利用がなされている地区、②幹線整備に引き続き一体的に整備する地区、③過去に実施設計を行った地区、を中心に進めたいと考えています。また、金田地区については、市街地開発事業と併せて整備することとしています。具体的な地区としましては、別図の黄色で示しております。

既成市街地における枝線管渠整備の計画に当たっては、平成21年度までに下水道普及率を40パーセント超えを目指すと共に、毎年2～3,000m、整備面積にして10～12ヘクタール、事業費にして3億円程度の整備を目指したいと考えております。

4 ポンプ場の建設について

ポンプ場については、一般的に土地の収用を伴うと共に基幹都市施設であるため都市計画決定をすることになりますが、現在建設に向けて取り組んでいるポンプ場は、金田東雨水ポンプ場と金田西汚水中継ポンプ場(何れも別図赤色の○)があり、本年度は、実施設計作成委託を行う予定です。建設工事については、土地区画整理事業の進展に併せますと来年度から着手する予定です。

※P24「下水道整備計画図」については容量の関係で掲載できません。

詳細はお問い合わせください。

木更津市都市部下水道推進課 建設担当

TEL 0438-37-9501

下水道施設維持管理について

1. 下水処理場

敷地面積：約11.85ヘクタール

計画処理面積：2,393ヘクタール

計画処理人口：75,300人

計画処理能力：57,000m³/日

現在処理水量：19,088m³/日

処理方式：標準活性汚泥法（1系）、嫌気－無酸素－好気法（2系）

現有施設

- ・沈砂池：5池（分流污水1池、合流污水2池、合流雨水2池）
- ・ポンプ設備：8池（分流污水用 φ400×2台・・・うち予備1台）

[合流污水 φ400×3台・・・うち予備1台]

[合流雨水 φ800×2台、φ1200×1台]

	1系	2系
・水処理設備：最初沈殿池	[2池]	[2池]
エアレーションタンク	[2池]	[2池]
最終沈殿池	[2池]	[2池] (2階槽)
塩素混和池	[1池]	[1池]
・汚泥処理施設：汚泥濃縮タンク	[1槽]	
汚泥脱水機	[2台]	
・自家発電設備：1250KVA	[1台]	
・管理本館：1棟〔事務室・会議室・理化学試験室他〕		

2. 下水道管理施設一覧表

名 称	所 在 地	土 地 面 積	建物面積(処理施設+管理施設)	備 考
岩根都市下水路ポンプ場	木更津市万石字蛭田584-2他	8,898㎡	1,454.59㎡	都市下水施設
木更津下水処理場	木更津市潮浜1-19-1他	118,497.69㎡	16,179.54㎡	
畑沢第一中継ポンプ場	木更津市畑沢字浜ヶ谷1,476-1他	2,265.98㎡	830.79㎡	
畑沢第二中継ポンプ場	木更津市畑沢4-1,028-1	268.66㎡	63.55㎡	
上総中継ポンプ場	木更津市かずさ鎌足2-2-24	2,966.33㎡	717.06㎡	
大久保団地汚水処理場跡地	木更津市大久保1-672-119	5025.86㎡	600㎡	
大久保団地汚水処理場第1ポンプ場	木更津市大久保6-791-129	88.55㎡	70㎡	
大久保団地汚水処理場第2ポンプ場	木更津市大久保5-764-450	115㎡	100.32㎡	
大久保団地汚水処理場第3ポンプ場	木更津市大久保3-1432-209	136.77㎡	50㎡	
畑沢南マンホールポンプ場	木更津市畑沢南6-27-10	11.50㎡		
清川マンホールポンプ	木更津市清川2-17			
中央1丁目マンホールポンプ	木更津市中央1丁目			
東清団地汚水処理場	木更津市日の出町100-22	484.86㎡	600㎡+21.56㎡	地域汚水処理施設
合 計	13 施 設	138,762.2㎡	20,087.41㎡	